

「資金洗浄防止取締法」

日本貿易振興機構(ジェトロ) バンコクセンター編

本資料は日本企業及び日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。

本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

日本語訳協力: Thai Keizai Publishing Co., Ltd.社

資金洗浄防止取締法

第一条

この法令を「仏暦二五四二年〔西暦一九九九年〕資金洗浄防止取締法(プララーチャバンヤット・ポーソカン・レ・プラープブラーム・ガーンフォークグン)」と呼ぶ。

第二条

この法令は官報による告示日から一二〇日後に施行する。

[注ノ官報告示日は一九九九年四月二一日、施行日は同八月一九日]

第三条

この法令において、

「基礎的違反(クワームピット・ムーンターン)」とは、

- (一) 麻薬防止取締法または麻薬関連違反者取締規約法に基づく麻薬に係る違法行為、
- (二) 女性・児童への淫行、または他者の性欲を満たすための提供、誘惑、引率に係る、刑法典に基づく性に係る違法行為、児童及び少年少女を(家族から)引き離す違法行為、その者をして売春行為をさせるための提供、誘惑、誘導に係る女性・児童取引防止取締規約法に基づく違法行為、または売春防止取締法に基づく違法行為、売春事業主、売春事業または売春所の監督者、管理者、あるいは売春所における売春行為者の管理者であることに係る違法行為、
- (三) 刑法典に基づく詐欺に係る違法行為、または金銭借入詐欺法に基づく違法行為、
- (四) 商業銀行法、金融業・証券業・クレジットフォンシ工業法、証券・証券取引所法に基づく横領、詐欺、財産に対する加害、または悪意による行為に係る取締役、マネージャー、またはその金融機関の事業遂行に責任あるいは利害を有する者の違法行為、
- (五) 刑法典に基づく公務上の地位に対する違法行為、あるいは法務上の地位に対する違法行為、国家機関職員違法行為法に基づく違法行為、その他の法律に基づく地位に対する違法行為または悪意の行為。

- (六) 刑法典に基づく洪字(アンジー)または盗賊団を名乗っての恐喝、財産の搾取に係る違法行為、

[注ノ洪字は華僑系の秘密結社]

- (七) 関税法に基づく関税忌避に係る違法行為、

を意味する。

「行為(トゥラカム)」とは、金融、事業、財産に係る活動面における他者との間の法律行為、契約、またはある行動に係る行為を意味する。

「疑う事由のある行為(トゥラカム・ティー・ミーヘット・アンクワン・ソンサイ)」とは、一回または複数回の行為であっても、通常行われている行為と違った錯綜した行為、経済的に意味をなさない行為、この

法令の適用を逃れるための行為であると信じられる事由を有する行為、または基礎的違反行為に係る、あるいは基礎的違反行為に係ると思われる行為を意味する。

「違法行為に係る財産(サブシン・ティー・キヤオカップ・カーン・クラタム・クワームピット)」とは、
(一)基礎的違反から得た、あるいは基礎的違反の支援または補助から得た金銭または財産、
(二)(一)に基づく金銭または財産の売却、支払い、譲渡から得た金銭または財産、あるいは、
(三)(一)または(二)に基づく金銭または財産による生じる利得、
を意味する。

このとき、(一)(二)または(三)に基づく財産が何回かにわたって売却、支払い、譲渡、または様態の変化があったとしてもかまわない。また、誰の占有下であっても、ある者に譲渡されてあっても、あるいは登記上において誰のものであってもかまわない。

「金融機関(サターバン・ガーンゲン)」とは、
(一)タイ国銀行法に基づくタイ国銀行、商業銀行法に基づく商業銀行、設置法を有する銀行、
(二)金融業・証券業・クレジットフォンシエ業法に基づく金融会社及びクレジットフォンシエ会社、証券・証券市場法に基づく証券会社、
(三)タイ産業金融公社法に基づくタイ産業金融公社、小規模企業産業金融公社法に基づく小規模企業産業金融公社、
(四)生命保険法に基づく生命保険会社、損害保険法に基づく損害保険会社、
(五)協同組合法に基づく貯蓄組合、あるいは、
(六)省令の規定に基づく金融業を営む法人、
を意味する。

「委員会(カナ・カマカーン)」とは、資金洗浄防止取締委員会を意味する。

「委員(カマカーン)」とは、資金洗浄防止取締委員会委員に加え、資金洗浄防止取締委員会委員長を意味する。

「係官(パナックガーン・ジャオナーティー)」とは、この法令に基づく執行のために大臣が任命した者を意味する。

「事務局長(レーカーティガーン)」とは、資金洗浄防止取締委員会事務局長を意味する。

「副事務局長(ローン・レーカーティガーン)」とは、資金洗浄防止取締委員会副事務局長を意味する。

「事務局(サムナックガーン)」とは、資金洗浄防止取締事務局を意味する。

「大臣(ラッタモントリー)」とは、この法令の主務大臣を意味する。

第四条

内閣総理大臣をこの法令の主務大臣とし、この法令に基づく執行のために係官を任命する、省令、規約、布告を発令する権限を有する。

その省令、規約、布告は官報告示をもって施行することができる。

第一章

一般規定

第五条

以下の者を資金洗浄違反行為者とする。

(一)違反行為に係る財産の出所を隠す、または隠匿するために、あるいは違反行為の前、違反行為時、違反行為の後であっても基礎的違反行為における刑罰を受けないよう、または刑罰が軽減されるよう他者を助けるためにその財産を譲渡する、譲渡を受ける、または様態を変える、あるいは、

(二)違反行為に係る財産の取得事実の様態、売却場所、譲渡場所、権利取得を隠す、またはごまかすためにある行為をなす。

第六条

もし以下のことが明らかになったとき、資金洗浄違反行為をなした者は、王国外での行為であっても王国内で刑罰を受ける。

(一)違反者または違反加担者がタイ人である、あるいはタイ王国内の居住者である。

(二)違反者が外国人であり、タイ王国内で違反を起こす目的で違反した、あるいは、

(三)違反者が外国人であり、その行為がある国の主権区域で生じ、かつその国の法律に違反している。

このとき、刑法典の第一〇条を準用する。

第七条

資金洗浄違反において、以下の行為をなした者は、その違反に対する刑罰と同じ刑罰に処する。

(一)違反行為の前または違反行為時に違反行為を援助した、あるいは違反者を幫助した。

(二)金銭、財産、輸送機械、場所、物品を用意する、または提供する。あるいは違反者の逃亡を助ける、違反者が刑罰を受けないようにする、違反行為に資するための何らかの行為。

自分の父、母、子、夫、妻の逮捕を免れるために金銭、財産、居住地、隠れ家を用意した、または提供した者に対し、裁判所は刑罰を科さない、または法律が規定した違反への刑罰よりも軽減した刑罰に処することもできる。

第八条

資金洗浄違反行為未遂者も成就した違反者と同じ刑罰に処する。

第九条

資金洗浄違反行為のために二人以上が合意した上で共謀した者は、その違反の罰則規定の半分の刑罰に処する。

もし第一段落に基づく共謀により資金洗浄違反行為があった場合、その共謀者はその違反に対して

規定された刑罰に処する。

違反が違反行為に着手する段階に達したものの、共謀者の反目によりその行為が未遂に終わった場合、あるいは行為を完遂したものの違反行為の成果を上げなかった場合、その反目し合った共謀者は第一段落で規定したところに従った刑罰に処する。

もし第一段落に基づく違反者が改心して、共謀に基づく違反行為がある前に、その共謀事実を係官に伝えた場合、裁判所はその者へ刑罰を科さない、または法律が規定した刑罰より軽減した罰則に処することもできる。

第一〇条

この章に基づく違反を犯した捜査官、下院議員、上院議員、地方議会議員、地方行政者、公務員、地方自治体職員、政府機関職員、国営企業の理事・経営者・職員、金融機関の取締役・マネージャー・業務責任者、憲法に基づく諸機関の委員は、その違反に対して規定された刑罰の二倍の刑罰に処する。

この章に基づく違反を犯したこの法令に基づく委員、小委員会委員、執行委員、事務局長、副事務局長、係官は、その違反に対して規定された刑罰の三倍の刑罰に処する。

第一一条

委員、小委員会委員、執行委員、事務局長、副事務局長、係官、捜査官、公務員で、この章に基づく違反行為に関係して公務上の地位に対する違反行為、または刑法典の規定に基づく司法上の地位に対する違反行為をなした者は、その違反に対して規定された刑罰の三倍の刑罰に処する。

第十二条

この法令に基づく執行において、委員、小委員会委員、執行委員、事務局長、副事務局長、係官は刑法典に基づく捜査官とする。

第二章

報告・提示

第一三条

金融機関との商行為があったとき、当該商行為が以下のものであることが明らかになった時点で金融機関はその商行為を事務局に報告する義務を負う。

- (一) 省令で規定した額以上の現金を使用した商行為。
- (二) 省令で規定した価格以上の資産に係る商行為。
- (三) 疑わしい商行為。このとき(一)(二)に基づく商行為か否かは問わない。

金融機関が報告した商行為に係る事実関係について、関連したある事実関係がある、または事実の確認または取り消しに資するある事実関係があることが明らかである場合、金融機関はその事実関係を事務局に遅滞なく通知する。

第一四条

第一三条に基づき報告せずに行った商行為が、後になって、金融機関が第一三条に基づき報告しなければならぬ商行為であると信じられる事由があることが明らかになった場合、金融機関は遅滞なく事務局に報告する。

第一五条

バンコク土地事務所、県土地事務所、土地事務所支部、郡土地事務所は、金融機関が当事者ではない不動産に係る権利及び法律行為の登記があったとき、及び以下の様態であったとき、登録事務局に報告する義務を有する。

(一)省令で規定した額以上の現金支払いがあったとき。

(二)不動産が省令で規定した以上の権利及び法律行為登記手数料徴収のための評価額を有するとき。ただし、正当な相続人に対する遺産相続であるときはその限りではない。

(三)疑わしい事由のある商行為であるとき。

第一六条

投資または資本の移動に係る商行為において、その実行あるいは助言に係る職業を営む者は、その商行為が違反行為に係る財産に関連すると信じられる事由がある場合、あるいはその商行為が疑わしい事由がある場合、事務局に報告する義務を有する。

第一段落に基づき報告した商行為に係る事実関係について、関連したある事実関係がある、または事実の確認または取り消しに資するある事実関係があることが明らかである場合、当該者はその事実関係を事務局に遅滞なく通知する。

第一七条

第一三条、第一四条、第一五条、第一六条に基づく報告は、省令が規定した様式、期間、原則、方法に従う。

第一八条

大臣が第一三条、第一五条、第一六条に基づき報告しなくともよいと判断した商行為は、省令の規定に従う。

第一九条

第一三条、第一四条、第一五条、第一六条に基づく報告が、報告者の善意によるものであるとき、もしある者に被害をもたらしたとしてもその報告者の責任は問われない。

第二〇条

金融機関は省令の規定に基づき、商行為の前に毎回、顧客に身分証明を求める。ただし顧客がすでに身分を証明していた場合はその限りではない。

第一段落に基づく身分証明は大臣が告示規定した方法に従う。

第二一条

第一三条に基づく商行為において、金融機関は当該商行為に係る諸事実関係を顧客が記録するように求める。

顧客が第一段落に基づく事実関係の記録を拒否した場合、金融機関は自ら事実関係を記録し、直ちに事務局へ通知する。

第一段落・第二段落に基づく事実関係の記録は、省令が規定した様式、原則、方法に従う。

第二二条

金融機関は第二〇条に基づく身分証明及び第二一条に基づく事実関係記録に係る詳細を、口座開設があった、または顧客との関係が終了した日から、あるいはその商行為から数えてどちらか長いほうで、五年間保管する。ただし係官から別様の遂行を求める文面での通知があった場合はその限りではない。

第二三条

この章の内容規定はタイ国銀行法に基づくタイ国銀行には適用されない。

第三章

資金洗浄防止取締委員会

第二四条

内閣総理大臣を委員長、大蔵大臣を副委員長、法務省事務次官、最高検察庁長官、国家警察庁長官、麻薬防止取締委員会事務局長、財政局長、保険局長、土地局長、税関局長、国税局長、条約・法律局長、タイ国銀行総裁、タイ銀行協会会長、証券取引等監視委員会事務局長、及び内閣が経済・金融・財政・法律その他この法令に基づく執行に資する分野の専門家から任命し、下院・上院両議会の承認を得た九人の有識者を委員、事務局長を委員兼書記とする資金洗浄防止取締委員会を設置する。

委員会は事務局の公務員から二人以下を選出し、副書記とする。

第一段落に基づく地位による委員長または委員がある回の委員会会議に出席できない場合、委員会の任務遂行に係る知識・理解を有する補佐人をその回に限り代理出席させることもできる。

第二五条

委員会は以下の権限を有する。

- (一) 資金洗浄防止取締基準を内閣に具申する。
- (二) この法令に基づく遂行のための省令・規約・布告の発令にあたって大臣に意見提出する。
- (三) 第五七条に基づく財産の保管、競売、有効利用、被害額・償却費評価に係る規約を制定する。
- (四) 資金洗浄防止取締のための情報の使用に係る民衆の協力を促進する。
- (五) この法令に基づく遂行の追跡と評価。
- (六) この法令または他の法律で規定されたところに従ったその他の任務。

第二六条

内閣が任命した有識者委員の任期は任命日から四年とし、一期のみとする。

第二七条

第二六条に基づく任期切れ以外に、有識者委員は以下のときに離任する。

- (一) 死亡した。
- (二) 辞任した。
- (三) 内閣が下院・上院両議会の承認のもとに解任した。
- (四) 破産者となった。
- (五) 無能力者または準無能力者となった。
- (六) 最終判決で拘禁刑を受けた。

すでに任命された有識者委員の任期途中で、増員または補充で新たな有識者委員の任命があった場合、その委員の任期はすでに任命された有識者委員の残り任期と同じとする。

第二八条

有識者委員の任期が切れたが、まだ新たな有識者委員の任命がない場合、任期切れとなった委員が新委員の任命があるまでその任にとどまる。

第二九条

委員会の会議は全委員の半分以上の出席により成立する。

委員長を会議の議長とする。委員長が会議に出席できない、または任務を遂行できない場合は、副委員長を会議の議長とする。もし副委員長が会議に出席できない、または任務を遂行できない場合は、会議に出席した委員が一人の委員を互選して会議の議長とする。

会議の決議は多数決による。委員一人は投票の際に一票を有し、もし票数が同じときは議長が決定票を投じる。ただし、第四九条第三段落に基づく決議においては全委員数の三分の二以上を必要とする。

第三〇条

委員会はある件について検討し意見を答申させるため、あるいはある執行を代行させるための小委

員会を設置することができる。小委員会の会議については第二九条を準用する。

第三十一条

委員及び小委員会委員は内閣の規定に基づき報酬を受け取る。

第四章

執行委員会

第三十二条

事務局長を委員長、資金洗浄防止取締委員会が任命した四人の委員からなる執行委員会(カナカマカーン・トゥラカム)を設置する。

執行委員会の資格及び禁止様態は大臣の告示規定に従う。

委員会が任命した執行委員の任期は一期二年とする。離任した執行委員は再任されることができ、第二七条及び第二八条を準用する。ただし第二七条(三)に基づく離任は、委員会が任命した執行委員は委員会が解任したとき離任する、とする。

第三十三条

執行委員会の会議については第二九条を準用する。

第三十四条

執行委員会は以下の権限を有する。

- (一) 違反行為に係る商行為または財産の検査。
- (二) 第三五条または第三六条に基づく商行為の差止め。
- (三) 第四八条に基づく執行。
- (四) この法令に基づく執行結果の委員会への報告。
- (五) 委員会が委任したその他の執行。

第三十五条

ある商行為が資金洗浄違反行為に関係する、または関係すると思われる事由がある場合、執行委員はその商行為の差止めを前もって三業務日を超えない期限内に文面で命じる権限を有する。

必要または緊急の場合、事務局長は第一段落に基づく商行為の差止めを命じることができ、それを執行委員会に報告する。

第三六条

ある商行為が資金洗浄違反行為に関係する、または関係するものと信じられる証拠がある場合、執行委員会は一〇業務日を超えない期限内の商行為の一時的な差止めを文面で命じる権限を有する。

第三七条

執行委員会または事務局長が第三五条または第三六条に基づき商行為を差止めた場合、執行委員会は委員会に報告する。

第三八条

この法令に基づく執行に資するために、執行委員、事務局長、事務局長から文面で委任された係官は以下の権限を有する。

(一)金融機関、官公庁、国または国営企業の機関または関係部署に対し、関係担当者に証言させる、文面によって説明させる、または検査または検討材料とするため帳簿、書類、証拠を提出させるよう喚問状、召喚状を出す。

(二)ある者に対し、関係担当者に証言させる、文面によって説明させる、または検査または検討材料とするため帳簿、書類、証拠を提出させるよう喚問状、召喚状を出す。

(三)家宅捜査または追跡、捜査、違反行為に係る財産、あるいは資金洗浄違反行為に係る証拠の押収、差押えのため、もし捜査令状の請求取得が遅れ、その財産または証拠が移される、隠匿される、破壊される、元の様態が変えられると信じられる事由のあるとき、その財産または証拠を隠匿している、または保管していると疑う事由のある家屋、場所、輸送機械の内部に立ち入る。

(三)に基づく執行において、第一段落に基づき委任を受けた係官は委任状及び身分証明証を関係者に提示する。

第二段落に基づく身分証明証は大臣が官報告示により規定した様式に従う。

証言、文面による説明、帳簿、書類、証拠により得られた一連の情報は、個人情報、金融機関、官公庁、国または国営企業の機関、関係部署に属する情報の様態にあり、事務局長をそうした情報の管理及び利用についての責任者とする。

第三九条

執行委員は内閣の規定に基づき報酬を得る。

第五章

資金洗浄防止取締事務局

第四〇条

総理府内に、以下の権限を有する資金洗浄防止取締事務局を設置する。

(一)委員会及び小委員会の決定に基づく執行及びその他の事務業務。

(二)第二章に基づく商行為の報告の受領と報告受領の通知。

(三)商行為に係る様々な報告及びデータの収集、追跡、調査、研究、分析。

(四)この法令に基づく違反者との間の訴訟手続きを進めるための証拠の収集。

(五)この法令に基づく任務遂行に係る様々な分野での知識普及、学習、研修プロジェクトの実施、あるいはそうしたプロジェクトを実施する官民セクターへの援助、支援。

(六)この法令または他の法令に基づくその他の任務。

第四一条

首相に直属する事務局の公務全般を監督し、事務局内の公務員を指揮する義務を有する事務局長、及び公務命令・執行の補佐人として副事務局長を置く。

第四二条

事務局長は一般文民公務員であり、下院及び上院議会の承認を得て内閣の奏上に基づき国王が任命する。

第四三条

事務局長は以下の資格を有し、かつ禁止状態にあってはならない。

(一)経済、金融、財政、法律面での専門知識を有する。

(二)副事務局長の職位にある、または局長または局長と同等以上の一般文民公務員である。

(三)国営企業または国のその他の事業の役員でない。

(四)パートナーシップ、株式会社、金融機関の取締役、マネージャー、顧問、またはそれと同様な地位にあるか、関係利益を有する地位にある。あるいはこの法令に基づく任務遂行に抵触する事業を営んでいる。

第四四条

事務局長の任期は国王任命日から四年とし、一期のみとする。

離任した事務局長は再任できない。

第四五条

第四四条に基づく任期切れによる離任のほか、事務局長は以下のときに離任する。

(一)死亡した。

(二)辞任した。

(三)第四三条に基づく資格を失った、または禁止状態にある。

(四)下院・上院議会の承認のもとに内閣が奏上し国王が解任した。

第四六条

金融機関の顧客名簿、通信機器・設備、またはコンピュータが資金洗浄違反行為に使用されたと信じられる事由がある場合、事務局長が文面をもって任命した係官は、データ取得のために係官が帳簿、

通信データ、コンピュータのデータにアクセスするための許可を求めて、民事裁判所に申し立てることができる。

第一段落に基づき裁判所は申立人である係官に適当な機器・設備の使用による執行を許可することができる。ただし許可は一回につき九〇日以内とする。

裁判所が第一段落及び第二段落に基づき許可したとき、許可に基づく帳簿・通信データ・コンピュータデータの関係者はこの条の内容に沿って協力しなければならない。

第四七条

事務局は年次業務報告書を作成し、内閣に提出する。年次業務報告書は以下の重要項目がなければならない。

- (一)この法令に基づく財産に係る執行、またはその他の執行についての結果報告。
- (二)執行上の問題及び障害。
- (三)任務遂行から得た事実関係または注目点の意見及び提言を添えた報告。

内閣は第一段落に基づく年次業務報告書を内閣の意見を添えて下院・上院に提出する。

第六章

財産に係る執行

第四八条

商行為に係る報告及びデータの検査にあたって、もし違反行為に係る財産の譲渡、販売、移動、秘匿、隠匿があると信じられる事由があるとき、執行委員会はその財産を一時的に九〇日以内の範囲で差押えまたは押収する権限を有する。

必要である場合または緊急の場合は、事務局長が第一段落に基づく財産の差押えまたは押収を命じ、後に執行委員会に報告する。

第一段落に基づく商行為にかかる報告及びデータの検査は、省令が規定する原則・方法に従う。

財産の差押えまたは押収を受けた商行為者、あるいは財産上の被害者は、差押えまたは押収の取り消し命令を求めるために、省令で規定した原則・方法に従い、その商行為における金銭または財産が違反行為に係る財産でないことを示す証拠を提示することができる。

執行委員会または事務局長が差押えまたは押収を命じたとき、あるいは差押えまたは押収の取り消しを命じたとき、執行委員会は委員会に報告する。

第四九条

第四八条第一段落の適用下に、ある財産が違反行為に係る財産であると信じられる証拠が明らかになった場合、事務局長は検察官にその件を送致し、検察官は速やかにその財産を国庫没収するよう命じることを裁判所に申し立てる。

検察官がその件について、そのまだ財産の全部または一部の国庫没収を裁判所が命じるには十分

な証拠が揃っていないと判断した場合、検察官は十分でない項目を同時に知らせることにより、捜査続行のために速やかに事務局長に通知する。

事務局長は第二段落に基づく遂行を急いだ後、増補した件を検察官にもう一度送致する。もし検察官が財産の全部または一部の国庫没収を裁判所が命じるには十分でないと判断したとき、検察官は速やかに事務局長に通知する。事務局長はその件について委員会に送致し、委員会は送致から三〇日以内に決断を下す。委員会が何らかの決断を下したとき、検察官及び事務局長はそれに従う。もし委員会が期限内に決断しなかった場合は検察官の判断に従う。

第四八条第一段落の適用下に、ある財産が違反行為に係る財産であると信じられる証拠が明らかになった場合、事務局長は検察官にその件を送致し、検察官は速やかにその財産を国庫没収するよう命じることを裁判所に申し立てる。

検察官がその件について、まだ財産の全部または一部の国庫没収を裁判所が命じるには十分な証拠が揃っていないと判断した場合、検察官は十分でない項目を同時に知らせることにより、捜査続行のために速やかに事務局長に通知する。

事務局長は第二段落に基づく遂行を急いだ後、増補した件を検察官にもう一度送致する。もし検察官が財産の全部または一部の国庫没収を裁判所が命じるには十分でないと判断したとき、検察官は速やかに事務局長に通知する。事務局長はその件について委員会に送致し、委員会は送致から三〇日以内に決定を下す。委員会が何らかの決定を下したとき、検察官及び事務局長はそれに従う。もし委員会が期限内に決定しなかった場合は検察官の判断に従う。

委員会が裁判所に申し立てない決定を下したとき、あるいは期限内に決定を下さず第三段落に基づき検察官の判断に従ったとき、その件は終結し、それ以上その人物の財産に係る執行を続けることを禁じる。ただし、その人物の財産の国庫没収を裁判所が命じるに至る重要な新証拠がある場合はその限りではない。

裁判所が検察官の申し立てを受理したとき、財産の所有者と思われる者、あるいは被害者となると思われる者が裁判所の命令前に異議を申し立てることができるよう、裁判所はその裁判所において公示し、三日以上にわたってその地方で流布している新聞にも公告する。また裁判所は公示の写しを事務局長に送付し、事務局及びその財産が所在する管轄区域の警察署に掲示させる。もしある者がその財産の所有者または被害者となることを示す証拠があるときは、異議申し立ての権利を行使できるよう、事務局長はその者に通知する。通知は証拠によって明らかになっているその者の最後の所在地に基づき書留郵便により行う。

第一段落に基づく場合、もし基礎的違反行為における被害者の権利を保護するための遂行が適当であれば、事務局長は被害者の権利保護のために、前もって基礎的違反を規定した法律に基づく係官にその件を送致する。その係官は当該法律に基づき保護する。

第五〇条

検察官が第四九条に基づき国庫への没収を申し立てた財産の所有者と目される者は、第五一条に基づき裁判所の命令がある前に以下のことを示し、異議を申し立てることができる。

(一) 自らが本当に所有者であること。その財産が違反行為に係る財産でないこと。

(二) 自らが正当な被譲渡人であり、対価支払もあること。あるいは正当に取得し、かつ公序良俗に従っている、または公共慈善に基づくものであること。

検察官が第四九条に基づき国庫への没収を申し立てた財産における受益者と目される者は、裁判所の命令がある前に、裁判所に自らが正当な受益者であり、対価支払もあること、あるいは正当に取得し、かつ公序良俗に従っている、または公共慈善に基づくものであることを裁判所に示すことにより、自らの権利保護を申し立てることができる。

第五一条

裁判所が検察官の第四九条に基づき申し立てについて審理したとき、もし裁判所が申し立てに基づく財産が違反行為に係る財産と判断し、第五〇条第一段落に基づく財産の所有者または財産の譲渡を受けた者と目される者の申し立てを却下したとき、その財産の国庫没収を命じる。

この条に資するため、もし第五〇条第一段落に基づく財産の所有者または譲渡を受けた者と目される者が、基礎的違反行為者または資金洗浄違反行為者と関係している、あるいはかつて関係していたときは、当該財産は違反行為に係る財産である、または不正に譲渡されたものであると推定する。

第五二条

裁判所が第五一条に基づき財産の国庫没収を命じた場合、もし裁判所が第五〇条第二段落に基づく受益者と目される者の申し立てを審理し、申立の理由を認めるときは、裁判所は受益者の権利保護を命じる。このとき条件を規定することもできる。

この条に資するため、もし第五〇条第二段落に基づく受益者と目される者が基礎的違反行為者または資金洗浄違反行為者と関係している、あるいはかつて関係していたときは、当該利益が不正である、または不正に得たものと推定する。

第五三条

裁判所が第五一条に基づき財産の国庫没収を命じた場合で、もしその後には財産の所有者、譲渡された者、受益者の申し立てにより、裁判所が審理し、第五〇条の規定を適用すべきであると判断したときは、裁判所は財産の返還を命じる、または受益者の権利保護の条件を規定する。もし財産の返還または利益保護が不可能であるときは、対価または被害額をもって代える。

第一段落に基づく申し立ては国庫没収の裁判所命令があってから一年以内になされなければならない。申し立て人は告示または事務局長の通知書を知らなかったために、あるいはその他の支障により第五〇条に基づく異議申し立てができなかったことを証明しなければならない。

第一段落に基づく裁判所の命令の前に、裁判所は事務局長に当該申し立てを通知し、係官がその申し立てに反論できる機会を与える。

第五四条

裁判所が第五条に基づき違反行為に係る財産の国庫没収を命じた場合で、もし違反行為に係る財産がさらにあることが明らかになったとき、検察官はその財産の国庫没収を裁判所が命じるよう申し立てる。このとき、この章の内容規定を準用する。

第五五条

検察官が第四九条に基づき申し立てた後に、もし違反行為に係る財産の譲渡、販売、移動があると信じられる事由があるとき、事務局長は検察官に送致し、検察官は裁判所に対し裁判所が第五条に基づく命令の前に一時的にその財産の差押えまたは押収を命じるよう申し立てることもできる。裁判所はその申し立てを受理したとき速やかに審理する。もし申し立てにしかるべき事由があると信じられる証拠があるとき、裁判所は遅滞なく申し立てに基づく命令を出す。

第五六条

執行委員会または事務局長が第四八条に基づく財産の差押えまたは押収を命じたとき、委任された係官は命令に基づきその財産の差押えまたは押収を執行し、速やかにその財産の価格見積もりと共に報告する。

財産の差押えまたは押収、あるいは差押えまたは押収した財産の価格見積もりは省令が規定した原則、方法、条件に従う。

このとき民事訴訟法典を準用する。

第五七条

執行委員会または事務局長が差押えまたは押収を命じた財産の保管、管理は、委員会が規定した様式に従う。

第一段落に基づく財産が保管に適さない場合、あるいはもし保管したとき別様の利用よりも公務上の負担が大きい場合、事務局長は被害者に担保または保証を取り付けた上でその財産を管理及び利用させる、あるいは競売に付す、あるいは公務上の利用に付すよう命じた後に、委員会に報告することができる。

第二段落に基づく被害者の財産の管理、利用、財産の競売、または公務上の利用は委員会が規定した規則に従う。

もし後になって第二段落に基づき競売に付された、または公務上の利用に付された財産が、違反行為に係る財産でないことが判明したとき、その財産は委員会が規定した額に基づく損害補償額及び減価額と共に所有者または占有者に返還される。もし財産の返還ができないときは、差押えまたは押収のあった日の見積価格に従い、あるいは競売価格に従い弁償する。このとき、所有者または占有者は貯蓄銀行の定期預金金利の最高レートに基づき返還額または弁償額の利息を受け取る。

第四段落に基づく弁償額または減価額は委員会が規定した規則に従う。

第五八条

違反行為に係る財産が他の法律に基づく執行が可能である財産であるが、当該法律による執行がまだなされていない、または執行はなされたが結果が出ていない、あるいはこの法令による執行のほかが公務上の利益が大きい場合、その財産への執行はこの法令によってなされる。

第五九条

この章に基づく司法手続きは民事裁判所に行い、民事訴訟法典を準用する。
このとき検察官は規定の全手数料が免除される。

第七章

罰則規定

第六〇条

資金洗浄違反行為者は、一年以上一〇年以下の懲役、または二万バーツ以上二〇万バーツ以下の罰金、あるいはその併科に処する。

第六一条

第五条、第七条、第八条、第九条に違反した法人は、二〇万バーツ以上一〇〇万バーツ以下の罰金に処する。

第一段落に基づく法人の取締役、マネージャー、または経営責任者は、一年以上一〇年以下の懲役、または二万バーツ以上二〇万バーツ以下の罰金、またはその併科に処する。ただしその法人の違反行為に関与していないことを証明できる場合はその限りではない。

第六二条

第一三条、第一四条、第一六条、第二〇条、第二一条、第二二条、第三五条、第三六条に違反した、または従わなかった者は、三〇万バーツ以下の罰金に処する。

第六三条

第一三条、第一四条、第一六条、第二一条に基づき虚偽の報告または通知をした、あるいは係官に通知しなければならない事実を隠蔽した者は、二年以下の懲役、または五万バーツ以上五〇万バーツ以下の罰金、あるいはその併科に処する。

第六四条

第三八条(一)または(二)に基づき証言しなかった者、文面による説明をしなかった者、帳簿書類を提出しなかった者、あるいは第三八条(三)に基づき便宜を供しなかった、または妨害した者は、一年以下の懲役、または二万バーツ以下の罰金、あるいはその併科に処する。

第三八条第四段落に基づき保管したデータを権限または法律に基づかずに第三者に知らせる行為

をなした者は、第一段落に基づく罰則に処する。

第六五条

係官が差押えまたは押収した書類、記録、データを、あるいはこの法令に基づき国庫に没収されると知り、または知ることができながら、財産を移転した、損壊した、破壊した、隠匿した、持つ去って破壊した消滅させた、あるいは利用できなくさせた者は、三年以下の懲役、または三〇万バーツ以下の罰金、あるいはその併科に処する。

第六六条

この法令に基づく執行に係る公務上の秘密を知りながら、あるいは知ることができながら、義務または法律に基づかずにその秘密を第三者が知る、または知ることができるような行為をなした者は、五年以下の懲役、または一〇万バーツ以下の罰金、あるいはその併科に処する。